

第1章 総則

(名称)

第1条 この協議会は、伊賀市未来の山づくり協議会（以下「協議会」という。）という。

(目的)

第2条 協議会は、森林整備・人材育成・担い手の確保・木材利用の促進や普及啓発の取り組みを進めていくことを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 長期的な視点に立った、伊賀の山づくりのビジョンと具体策を示すこと。
- (2) 現在の社会状況を加味し、伊賀の特質を活かした伊賀らしい林業・木材産業のしくみづくりに関すること。
- (3) 市民が山の恵みを実感できるしくみをハード・ソフト両面にわたって検討すること。
- (4) 今後求められる人材と人材育成に必要な諸策を明らかにするとともに、しくみづくりや実践を展開すること。

第2章 組織等

(組織)

第4条 協議会の会員は、次に掲げるものとする。

- (1) 伊賀市
- (2) 三重県伊賀農林事務所
- (3) 伊賀森林組合
- (4) 学識経験者
- (5) 認定林業事業体
- (6) 木材流通加工事業者
- (7) 建築関係事業者
- (8) 財産区
- (9) 生産森林組合
- (10) 住民自治協議会
- (11) その他協議会の趣旨に賛同し、参加を希望する団体等

(入退会)

第5条 協議会に入会しようとする者は、入会申込書（別紙様式第1号）をもって申し込み、総会において会員の過半数の承認を得ることとする。

2 協議会を退会しようとする会員は、退会届（別紙様式第2号）をもって、その旨を届出なければならない。

第3章 役員等

(役員の定数及び選任)

第6条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 監事 2名

2 前項の役員は、第4条の会員の中から総会において選任する。

3 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員の職務)

第7条 会長は会務を総理し、協議会を代表する。

- 2 会長は、会員が協議会の設立趣意に反する行為をしたときは、当該会員に退会を勧告することが出来る。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。
- 3 監事は、次の各号に掲げる業務を行う。
 - (1) 協議会の業務執行及び会計の状況を監査すること。
 - (2) 前号において不整な事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
 - (3) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。

(役員任期)

第8条 役員任期は、2年とする。

- 2 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(任期満了又は辞任の場合)

第9条 役員は、その任期が満了し、又は辞任により退任しても、後任の役員が就任するまでの間は、なおその職務を行うものとする。

(役員解任)

第10条 協議会は、役員が心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるときや、職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない非行があったときには、総会の議決を経てその役員を解任することができる。なお、この場合においては、協議会はその役員に対し議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

(役員等の報酬)

第11条 役員は、無報酬とする。

- 2 役員には、費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第4章 総会

(総会)

第12条 総会は、会長が招集のうえ毎年度開催し、議長は総会において出席会員の中から選任し、次の各号に掲げる事項を決定する。

- (1) 規約の制定及び改定
 - (2) 事業計画及び予算の承認
 - (3) 事業報告及び決算報告の承認
 - (4) 役員選任
 - (5) その他重要事項
- 2 総会は、委任状を含む会員の半数以上の出席をもって成立し、その議事は、委任状を含む出席者の過半数をもって決する。
 - 3 会長がやむを得ないと判断した場合、書面決議を持って総会に変えることが出来る。

第5章 幹事会

(幹事会の構成等)

第13条 協議会の業務を円滑に行うため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、第15条第2項の事務局長及び次の各号に掲げるものをもって組織する。
 - (1) 伊賀市
 - (2) 三重県伊賀農林事務所
 - (3) 伊賀森林組合
 - (4) 学識経験者
 - (5) 各部会の代表者
- 3 幹事の中から幹事長を互選する。
- 4 幹事会は、必要に応じ幹事長が招集する。

(幹事会の権能)

第14条 次の各号に掲げる事項は、幹事会において協議する。

- (1) 総会に付議する事項に関すること。
 - (2) その他幹事会において必要と認めた事項に関すること。
- 2 幹事会において、前項第1号にあっては総会開催の直前に、第2号にあっては必要に応じて協議する。

第6章 部会

(部会)

第15条 事業の計画・実施に関し、協議会に次の各号に掲げる部会を設置することができる。

- (1) 環境整備部会
 - (2) 木材利活用部会
 - (3) 魅力創造部会
 - (4) 人材育成部会
- 2 前項に規定する部会は次に掲げる事業を実施する。
- (1) 環境整備部会は森林環境の向上に関する事業を実施する。
 - (2) 木材利活用部会は木材・林産物の用途開発・販路拡大に関する事業を実施する。
 - (3) 魅力創造部会は森林の恵みを実感できる事業を実施する。
 - (4) 人材育成部会は教育・支援者拡大に関する事業を実施する。
- 3 部会長は会員の中から会長が任命する。
- 4 副部会長は会員の中から部会長が任命する。
- 5 複数の部会が合同で事業実施することができる。
- 6 必要に応じて、第1号に部会を新たに追加することができる。

第7章 事務局等

(事務局)

第16条 総会の決定に基づき協議会の業務を執行するため、伊賀市農林振興課に事務局を置き、事務局分室を伊賀森林組合に置く。

2 事務局長は伊賀市農林振興課長とする。

(書類及び帳簿の備付け)

第17条 協議会は、事務局に次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- (1) 協議会規約及び前条各号に掲げる規程
- (2) 役員等の氏名及び住所を記載した書面
- (3) 収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿
- (4) その他前条の各号の規程に基づく書類及び帳簿

第8章 会計

(事業年度)

第18条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(資金)

第19条 協議会の資金は、伊賀市からの委託料及びその他の収入をあてる。

(資金の取扱い)

第20条 協議会の資金の取扱方法は、伊賀市会計規則に準じることを原則とする。

(監査等)

第21条 会長は、毎事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、通常総会の開催の日

の7日前までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支計算書

2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を総会に提出しなければならない。

3 会長は、第1項各号に掲げる書類及び前項の監査報告書について、総会の承認を得た後、これを事務局に備え付けておかなければならない。

第9章 雑則

(細則)

第22条 実施しようとする事業の実施要綱、その他の規程及びこの規約に定めるもののほか、市域協議会の事務の運営上必要な細則は、幹事会の承認を得た後、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、令和2年7月22日から施行する。

2 令和6年7月10日一部改定。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

伊賀市未来の山づくり協議会長 様

団体名
代表者名

伊賀市未来の山づくり協議会入会申込書

伊賀市未来の山づくり協議会の設立趣意に賛同し、入会を申し込みます。

団体名	
フリガナ	
代表者名	
連絡先住所	〒
メール アドレス	
電話番号	
FAX 番号	

※提供された個人情報は、その目的以外には利用しません。

様式第 2 号（第 5 条関係）

年 月 日

伊賀市未来の山づくり協議会長 様

団体名
代表者名

伊賀市未来の山づくり協議会退会届

以下の理由により、伊賀市未来の山づくり協議会を退会します。

記

[退会理由]